

第1号様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、立川市議会議員として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、立川市議会議員政治倫理条例を遵守し、厳しい倫理意識に徹して、市民全体の奉仕者として誠実かつ公正な政治活動を行うことを誓約いたします。

年 月 日

立川市議会議員

立川市議会議長

殿

年 月 日

（宛て先）立川市議会議長

殿

（審査請求代表者）

住所

氏名

審 査 請 求 書

立川市議会議員政治倫理条例第9条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査対象議員の氏名
  
- 2 違反していると疑う政治倫理基準  
立川市議会議員政治倫理条例第3条第 号
  
- 3 違反していると疑うに足る事実の概要
  
  
- 4 上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由
  
  
- 5 添付資料
  - （1）証拠説明書（第3号様式）
  - （2）請求者署名簿（第4号様式）
  - （3）審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料



第4号様式（第3条関係）

署 名 簿

※ 立川市議会議長が立川市選挙管理委員会に対し、署名した者が、立川市議会議員政治倫理条例第9条に規定する選挙権を有する市民（公職選挙法第22条第1項又は第3項の規定により選挙人名簿の登録が行われた日において立川市の選挙人名簿に登録されている者）であるかどうかの確認をすることに同意します。

番号	署名年月日	住所（建物名、部屋番号等も記入のこと。） 氏名	生年月日	有効無効 の確認欄
		住所 氏名		

備考

- 署名簿は、住所等及び自筆による署名を記載したものであること。
- 各署名簿に通じる一連の番号を付すこと。
- 心身の故障等の理由により署名簿への署名を代理人に委任する場合は、代理人は、立川市議会議員政治倫理条例第9条に規定する選挙権を有する市民でなければならない。この場合において、代理人は、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの住所、氏名等を自署し、及び記載しなければならない。

様

立川市議会議長



審査請求却下通知書

年 月 日付けで提出のあった審査請求書については、次の理由により却下しましたので通知します。

却下の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市議会議長に対して行政不服審査法の規定による審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は、立川市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。